

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2026年6月26日
【会社名】	株式会社ASNOVA Companies(注) 1
【英訳名】	ASNOVA Companies Inc.(注) 1
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上田 桂司(注) 1
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦三丁目25番1号 ザ・ランドマーク名古屋栄29階 (注) 1
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社ASNOVA 取締役 角田 雅明
【最寄りの連絡場所】	株式会社ASNOVA 名古屋市中村区平池町四丁目60番地の12 グローバルゲート26階
【電話番号】	株式会社ASNOVA 052-589-1848
【事務連絡者氏名】	株式会社ASNOVA 取締役 角田 雅明
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	3,105百万円(注) 2
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注) 1. 本届出書提出日現在におきましては、株式会社ASNOVA Companies(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2026年10月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

(注) 2. 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社ASNOVA(以下「ASNOVA」といいます。)の2026年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年6月25日に開催されたASNOVAの第13期定時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、ASNOVAが2026年6月24日付で東海財務局長に有価証券報告書を提出したこと並びにASNOVAが2026年6月26日付で東海財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、2026年6月8日に提出いたしました有価証券届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該事項その他一部訂正を要する箇所を併せて訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、ASNOVAの定時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

- 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等
- 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等
- 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
- 8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

第2 統合財務情報

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 2 サステナビリティに関する考え方及び取組
- 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
- 6 研究開発活動

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
- 2 主要な設備の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

- 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (4) 役員の報酬等
 - (5) 株式の保有状況

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類

- ① 有価証券報告書及びその添付書類
- ② 半期報告書
- ③ 臨時報告書

（添付書類の追加）

ASNOVAの定時株主総会議事録の写し

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】**第1 【募集要項】****1 【新規発行株式】**

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	12,437,852株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

(注) 1. 普通株式は、2026年4月14日に開催されたASNOVAの取締役会の決議(株式移転計画の作成承認及び定時株主総会への付議)及び2026年6月25日開催予定のASNOVAの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。

(後略)

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	12,437,852株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注) 4

(注) 1. 普通株式は、2026年4月14日に開催されたASNOVAの取締役会の決議(株式移転計画の作成承認及び定時株主総会への付議)及び2026年6月25日に開催されたASNOVAの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定であります。

(後略)

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

（訂正前）

（前略）

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

（1）提出会社の企業集団の概要

① 提出会社の概要

（省略）

② 提出会社の企業集団の概要

（前略）

当社設立後の、当社とASNOVAの状況は以下のとおりであります。

ASNOVAは、2026年6月25日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、2026年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立することにしております。

（後略）

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、当社設立直後(2026年10月1日)の時点では以下のとおりとなる予定であります。

（訂正後）

（前略）

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

（1）提出会社の企業集団の概要

① 提出会社の概要

（省略）

② 提出会社の企業集団の概要

（前略）

当社設立後の、当社とASNOVAの状況は以下のとおりであります。

ASNOVAは、2026年6月25日に開催された定時株主総会において承認された株式移転計画に基づき、2026年10月1日（予定）をもって、本株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立することにしております。

（後略）

3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

（訂正前）

（1）組織再編成に係る契約の内容の概要

ASNOVAは、同社の定時株主総会による承認を前提として、2026年10月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、ASNOVAを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を2026年4月14日開催のASNOVAの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、ASNOVAの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画においては、2026年6月25日に開催予定のASNOVAの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております(詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)。

（2）株式移転計画の内容

（省略）

（訂正後）

（1）組織再編成に係る契約の内容の概要

ASNOVAは、同社の定時株主総会による承認を前提として、2026年10月1日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、ASNOVAを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を2026年4月14日開催のASNOVAの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、ASNOVAの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。本株式移転計画は、2026年6月25日に開催されたASNOVAの定時株主総会において、承認可決されました。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております（詳細につきましては、後記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。 ）。

（2）株式移転計画の内容

（省略）

7 【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

(訂正前)

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使について

ASNOVAの株主が、その所有するASNOVAの普通株式につき、ASNOVAに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年6月25日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をASNOVAに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ASNOVAが上記定時株主総会の決議の日(2026年6月25日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

ASNOVAの株主による議決権の行使の方法としては、2026年6月25日開催予定のASNOVAの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、ASNOVAの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、ASNOVAに提出する必要があります。)。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ASNOVAに2026年6月24日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。

(後略)

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法

(省略)

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

(省略)

(訂正後)

(1) 組織再編対象会社の普通株式に関する取扱い

① 買取請求権の行使について

ASNOVAの株主が、その所有するASNOVAの普通株式につき、ASNOVAに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年6月25日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をASNOVAに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ASNOVAが上記定時株主総会の決議の日(2026年6月25日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 議決権の行使の方法について

ASNOVAの株主による議決権の行使の方法としては、2026年6月25日に開催されたASNOVAの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、ASNOVAの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、ASNOVAに提出する必要があります。)。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、ASNOVAに2026年6月24日午後5時30分までに到達するように返送す

ることが必要となります。

（後略）

③ 組織再編成によって発行される株式の受取方法

（省略）

(2) 組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

（省略）

8 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

（訂正前）

（1）組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、ASNOVAは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③ASNOVAの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、ASNOVAの本店において2026年6月10日よりそれぞれ備え置く予定であります。

（2）株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2026年3月31日(火)
株式移転計画承認取締役会	2026年4月14日(火)
株式移転計画承認定時株主総会	2026年6月25日(木)(予定)
ASNOVA株式上場廃止日	2026年9月29日(火)(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	2026年10月1日(木)(予定)
当社株式上場日	2026年10月1日(木)(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事情により日程を変更する場合があります。

（3）組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

ASNOVAの株主が、その所有するASNOVAの普通株式につき、ASNOVAに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年6月25日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をASNOVAに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ASNOVAが、上記定時株主総会の決議の日(2026年6月25日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権について

（省略）

（訂正後）

（1）組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、ASNOVAは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、①株式移転計画、②会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、③ASNOVAの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、ASNOVAの本店において2026年6月10日よりそれぞれ備え置いております。

（後略）

（2）株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日	2026年3月31日(火)
株式移転計画承認取締役会	2026年4月14日(火)
株式移転計画承認定時株主総会	2026年6月25日(木)
ASNOVA株式上場廃止日	2026年9月29日(火)(予定)
当社設立登記日(効力発生日)	2026年10月1日(木)(予定)
当社株式上場日	2026年10月1日(木)(予定)

ただし、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事情により日程を変更する場合があります。

(3) 買取請求権を行使する方法

① 普通株式について

ASNOVAの株主が、その所有するASNOVAの普通株式につき、ASNOVAに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2026年6月25日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をASNOVAに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、ASNOVAが、上記定時株主総会の決議の日（2026年6月25日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

② 新株予約権について

（省略）

第２ 【統合財務情報】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるASNOVAの主要な連結経営指標等は以下のとおりであります。これらASNOVAの連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。ただし、ASNOVAの連結経営指標等のうち2026年3月期については、有価証券報告書の提出前であり、金融商品取引法上の監査証明は受けておりません。

（後略）

（訂正後）

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありますが、組織再編成対象会社であるASNOVAの主要な連結経営指標等は以下のとおりであります。これらASNOVAの連結経営指標等は、当社の連結経営指標等に反映されるものと考えられます。

（後略）

第三部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

2 【沿革】

(訂正前)

- 2026年4月14日 ASNOVAの取締役会において、ASNOVAの単独株式移転による持株会社「株式会社ASNOVA Companies」の設立を内容とする「株式移転計画書」を決議
- 2026年6月25日 ASNOVAの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、ASNOVAがその完全子会社となることについて決議(予定)
- 2026年10月1日 ASNOVAが単独株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所グロース市場ならびに名古屋証券取引所ネクスト市場に上場(予定)

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの沿革につきましては、ASNOVAの有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

(訂正後)

- 2026年4月14日 ASNOVAの取締役会において、ASNOVAの単独株式移転による持株会社「株式会社ASNOVA Companies」の設立を内容とする「株式移転計画書」を決議
- 2026年6月25日 ASNOVAの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、ASNOVAがその完全子会社となることについて決議
- 2026年10月1日 ASNOVAが単独株式移転の方法により当社を設立(予定)
当社普通株式を東京証券取引所グロース市場ならびに名古屋証券取引所ネクスト市場に上場(予定)

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの沿革につきましては、ASNOVAの有価証券報告書(2026年6月24日提出)をご参照ください。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)をご参照ください。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAのサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAのサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)をご参照ください。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)及び半期報告書(2025年11月14日提出)をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、なお、当社の完全子会社となるASNOVAの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社の有価証券報告書（2026年6月24日提出）をご参照ください。

6 【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの研究開発活動につきましても、該当事項はありません。詳細は、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの研究開発活動につきましても、該当事項はありません。詳細は、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)をご参照ください。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

（訂正前）

(1) 当社の状況

（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるASNOVAの設備投資等の概要につきましては、同社の有価証券報告書（2025年6月25日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1) 当社の状況

（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるASNOVAの設備投資等の概要につきましては、同社の有価証券報告書（2026年6月24日提出）をご参照ください。

2 【主要な設備の状況】

（訂正前）

(1) 当社の状況

（省略）

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるASNOVAの主要な設備の状況につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

(訂正後)

(1) 当社の状況

(省略)

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるASNOVAの主要な設備の状況につきましては、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(訂正前)

(1) 当社の状況

(省略)

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるASNOVAの設備の状況については、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

(訂正後)

(1) 当社の状況

(省略)

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるASNOVAの設備の状況については、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(4) 【役員の報酬等】

(訂正前)

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、今後策定する予定であります。

取締役の報酬等及び監査役の報酬等は、株主総会の決議で定めるものとする予定であります。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役及び監査役の報酬等の内容は、2026年6月25日開催予定のASNOVAの定時株主総会にて承認される前提で、次のとおりとする予定であります。

(後略)

(訂正後)

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、今後策定する予定であります。

取締役及び監査役の報酬等は、株主総会の決議で定めるものとする予定であります。

ただし、当社の設立の日から最初の定時株主総会終結の時までの取締役及び監査役の報酬等の内容は、2026年6月25日に開催されたASNOVAの定時株主総会にて承認され、次のとおりとする予定であります。

(後略)

(5) 【株式の保有状況】

(訂正前)

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAにつきましても、該当事項はありません。詳細は、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)をご参照ください。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(省略)

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

(省略)

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

(省略)

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

(省略)

(訂正後)

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAにつきましても、該当事項はありません。詳細は、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)をご参照ください。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(省略)

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

(省略)

④ 当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

(省略)

⑤ 当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

(省略)

第5 【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの経理の状況につきましては、同社の有価証券報告書(2025年6月25日提出)及び半期報告書(2025年11月14日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるASNOVAの経理の状況につきましては、同社の有価証券報告書(2026年6月24日提出)をご参照ください。

第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

(訂正前)

事業年度 第12期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月25日東海財務局長に提出

(訂正後)

事業年度 第13期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) 2026年6月24日東海財務局長に提出

② 【半期報告書】

(訂正前)

事業年度 第13期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月14日東海財務局長に提出

(訂正後)

該当事項はありません。

③ 【臨時報告書】

(訂正前)

①の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2026年6月8日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2025年6月27日東海財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2026年4月14日東海財務局長に提出

(訂正後)

①の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2026年6月26日)までに、以下の臨時報告書を提出しております。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書

2026年6月22日東海財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2026年6月26日東海財務局長に提出